

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2358号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



尾瀬の山開き

もくじ

政 策	わがまちづくり支援事業について＝総務省自治行政局自治政策課	(2)
フオーラム	住民参加ではたるとの里づくり＝北海道沼田町	(5)
情 報	町村週報主要索引	(8)
随 想	地方自治と伝馬制度	(10)
報 告	政策リーダー	(11)
	滋賀県土山町長 松山正己	

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

閑話休題

経済の立て直し策にはさまざまな提案があるが、大別すると「不良債権のある間は成長率は望めない」デッド・オーバハング」という理論と「古い運河もそこに残しながら鉄道網を発達させよう」(カナル・アンド・レイルウェイ・セオリー)という理論である。前者を採用すると「出血」は多いが再建後の成長は速いし、後者をとれば「出血」は少ないが低成長しかのぞめない。小泉内閣は史上稀にみる高支持率を獲得した

小泉内閣から始まるもの

が、内閣の性格というよりも日本人の性格として、デッド・オーバハング」の政策はとり難いのではないだろうか。いわば朱子(笑漸悟)と陽明(笑頓悟)の違いであるが、頓悟型の改革主導者は大塩平八郎から三島由紀夫まで日本ではほとんど失敗している。しかし、安心するのはまだ早い。

あちらもこちらも生かすという朱子型改革の方が好まれると言っても、経済に対する住民の価値観が変化していることは行政マンとして心得ておく必要があるだろう。

第一に挙げられるのは「エコノミ

ー」から「エコロジー」(環境)へと認識が徐々に移行しつつあることだ。六〇年代ごろの「経済」か「環境か」という二者択一の認識ではなく、「循環経済」のように環境保護が成長要因となるような経済が望まれている。

第二は、海外の「ローカル」と日本「ローカル」の対決である。液晶ディスプレイからタオルに至るまで低賃金国からの輸入品に押し捲かれていたが、いつまでも政府の輸入制限措置が続けられるわけではない。地方産業の再生に

むけて、地方自治体はPFIの勉強やら地元の金融資産を資本化する研究に精を出すべきだろう。こうした分野への投資も総務省は認めるべきではないか。

第三は、小泉内閣の新施策にある「土地の流動化に伴う租税の軽減」「土地利用の規制緩和」が物語るように、不動産の「所有」から「利用」へと新しい流れが始まったことである。以上を勘案した「漸悟的改革」が望まれよう。

(評論家 草柳大蔵)

政 策

「わがまちづくり」支援事業について

総務省自治行政局自治政策課

はじめに

総務省は、平成十三年度新規施策として、「わがまちづくり支援事業」を創設した。この事業は、住民が主体的に考え、住民と行政が役割分担して行う地域づくりを積極的に推進する市町村に対し、国が財政面でバックアップしようというものである。

●「ふるさと創生」からの流れ

昭和六十二年度及び平成元年度のいわゆる「ふるさと創生一億円事業」をきっかけとして、「地域が知恵を出し、中央が支援する」という理念のもと、それぞれの地域が個性豊かな地域づくりを自ら考え、自ら行うことを目指し、「ふるさと創生関連事業」が推進されてきた。これまで、全国各地において、これらの事業を積極的に活用した自主的・主体的な取り組みが展開し、住民参加の地域づくりに向けた気運が盛り上がってきているところである。

平成十一年度からは、「ふるさと創生」の理念を活かしながら、地域経済の新生、地域を支える人づ

くりを行うなど、地方公共団体にとって重要な基本的なテーマを対象とした「地域活力創出プラン」を推進しており、地域の自立を図るための施策が広く展開されてきた。このように、地方が自ら進める地域づくりが定着する中で、地域において住民が中心となって考え、住民と行政が協働して地域づくりを進めていこうとする動きが全国各地で広がってきている。

まさに、これからの分権型社会における地域づくりにおいては、これまで以上に住民が主体となって取り組み、積極的な役割を担うことが求められている。総務省では、こうした住民の取組みを推進して地域づくりを進める地方公共団体（市町村）を支援する必要があるという考えから、「わがまちづくり支援事業」の創設を「平成十三年度地方行政重点施策（平成十二年八月）」に掲げたうえで、平成十三年度地方財政計画に盛り込んだところである。

●「わがまちづくり支援事業」

「わがまちづくり支援事業」は、前述の「地域活力創出プラン」のう

ち、「人づくり」に関連したソフト事業支援の部分を改善・充実することにより創設された施策であり、次のような住民の取組みを市町村が支援するに当たり必要となる経費について、普通交付税の基準財政需要額に算入し、全国ベースで事業費七五〇億円程度の地方財政措置を講じている。各市町村で実際に算定される需要額には増減が生じるものの、一〇万人規模の標準団体においては、四、四六五万円程度（企画振興費・市町村分単位費用）が措置されることとなる。

①話し合いの場づくり

②わがまちづくりの提案

③わがまちづくり事業

以下、それぞれの取組みの内容について概説する。

①話し合いの場づくり

「話し合いの場づくり」とは、住民が、例えば小学校区単位程度の広がり場において、まちづくりに向けた話し合いを行うことを想定している。ここでは、歩いて生活できる範囲、あるいは住民の目が届く範囲を念頭において、小学校区単位の広がり」を例にとっているが、この広

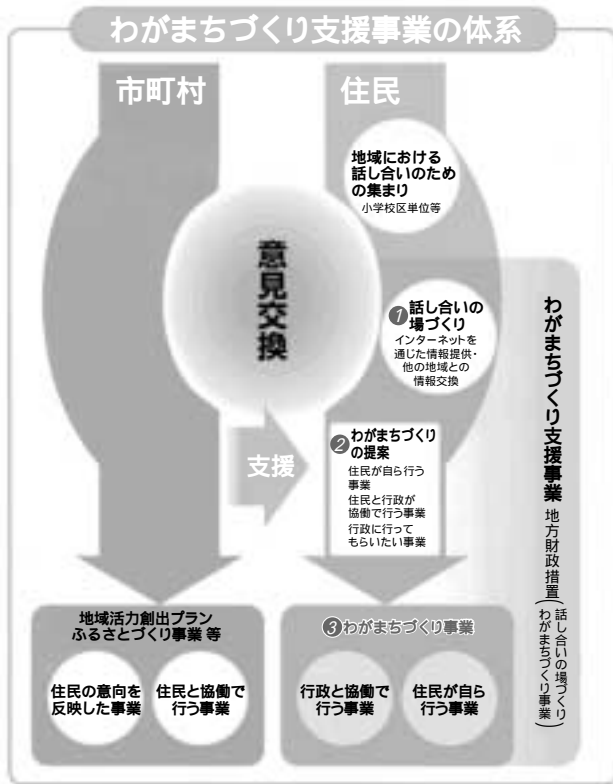
がりの程度は、それぞれの地域の実情に応じて決められることになる。また、話し合いを行う集まりについては、既存の自治会、町内会、NPO、任意のグループ等がその役割を果たしていく場合もあるが、この事業の推進を機に、新たに組織される場合も想定される。

話し合いの場（機会）を設けるために要する経費については、住民が集まり、インターネット等を活用して情報収集や情報提供を行いながら話し合いを進めていくための経費として、会場借上料や情報交換のための旅費、各戸配布のアンケート・ニュースペーパー等の作成経費が考えられる。また、インターネットを利用する場合は、パソコン購入費用や維持管理費に充てることもでき、専門家のアドバイスや参考意見を得るために外部からのアドバイザー等の招聘が必要であれば、その謝金も対象になるものと思われる。

②わがまちづくりの提案

「わがまちづくりの提案」とは、「話し合いの場づくり」で提案された様々な意見を、住民が集約しながら取りまとめ、市町村に提案するものである。このなかでは、「ア、住民自らが行う事業」、「イ、住民と行政が協働で行う事業」、「ウ、行政に行ってもらいたい事業」というように、事業の実施主体別によって三つに分類することができる。市町村の支援の対象となる経費としては、話し合いの結果を冊子にとりまとめるための印刷製本費などが考えられる。

政 策



③ わがまちづくり事業

「わがまちづくり事業」とは、「わがまちづくりの提案」に基づき、市町村の財政的、人的支援を受けながら実現を目指す取組である。ここでは、「わがまちづくりの提案」のうち、住民の提案を活かした住民の取組である「ア、住民自らが行う事業」、及び「イ、住民と行政が協働で行う事業」の二つの分類に対して市町村が支援を行うこととなる。

なお、「わがまちづくり支援事業」の対象事業としては、地域の実情に応じて様々なものが考えられるが、例示すると、地域子育て事業、高齢者福祉施設における交流事業、世代

交流イベント、環境美化運動、防災マップづくり、安全・安心まちづくり、地域資源マップの作成、空き店舗を活用したチャレンジショップ、ものづくり体験工房、まちかどコンサート、伝統芸能踊り等伝統文化の保存等が想定される。

行政によるサポートについては、住民による自主的・主体的な取組みを推進するにあたっては、マンネリ化・既得権化を防ぐため、行政による十分なサポートも行い、取組みに内容に発展性を持たせていくことが必要であると思われる。例えば、各地域ごとに担当職員を配置し、適宜助言を行える体制を整えたり、広報

誌等を活用して各地域の優良事例の紹介や発表の場を設けたりすることにより、住民が自己の取組み内容と比較・検証し得るような機会を提供すること等が考えられる。

また、取組みの停滞を防ぎ自立を促すため、年々交付額を減じていく方式を取ったり、住民自ら事業の必要性と効率性の追求を期するため、一定割合の住民負担を課すなど、事業の仕組みについても十分に検討を加えていくことが必要であろう。

さらに、できるだけ多くの住民の意向を反映させるためにも、集まりの日時を住民が参加しやすいよう設定したり、参加できない住民のために、話し合いの概要を各戸配布したり、アンケート方式で意向聴取を行うよう、行政から「集まり」に呼びかけたりすることも大切であると思われる。

● 地域づくり関連事業との連携について

「わがまちづくり支援事業」ではソフト事業が対象となるが、「わがまちづくりの提案」の中の「ウ、行政に行ってもらいたい事業」を受け、市町村が住民の意向を反映し、もしくは、住民と協働することによりハード事業を実施しようとする場合には、地域活力創出プランやふるさとづくり事業などを活用することが考えられる。

● わがまちづくり支援事業 関連事業について

総務省と各機関との連携により、次の事業を推進することとしているので、市町村及び地域づくり団体等の積極的な参加と御協力をお願いしたい。

(1) 総務省

① 総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)への事例掲載
総務省のHP中、「地方行政」において、全国の市町村から寄せられた多数の先進的な事例を掲載しており、これを随時更新し、内容を充実させていくこととしている。

② 地域づくり総務大臣表彰(仮称)の対象
「わがまちづくり支援事業」として住民活動を積極的に支援している市町村については、「住民参加のまちづくり」部門等で、その対象とすることを検討中である。

(2) 財地域活性化センター
① インターネット博覧会(インパク)への参加
新千年紀記念事業として開催されるインパクの自由参加パビリオンとして、「わがまちづくり支援事業」のモデルとなるような特色ある事例を紹介するホームページ「わがまちづくりひろば」を開設している。ここでは、事業の周知を図るとともに、事例の投稿や意見交換の場所を設け、地域同士の交流・連携の機会を提供している。これについても随時更新し、内容を充実させていくこ

政 策

ととしている。

②わがまちづくりガイドブック(仮称)の作成
わがまちづくり支援事業に取り組む上で参考となるよう、事業の内容や先進的事例などを掲載したガイドブックの作成を予定している。

③全国ふるさとづくり広報事業の活用
各地の特色ある事例を、レギュラー番組「笑顔が一番!」のなかで取り上げたり、特別番組で紹介したりする方向で検討している。

(3)自治総合センター
①シンポジウムの開催支援
自治総合センター主催の「わがまちづくりシンポジウム」を新設し、全国各地において、「わがまちづくり支援事業」の一層の推進を図るために開催されるシンポジウムに要する経費の助成を行うこととしている。

●問い合わせ事項について

Q…ここで、当事業に関して実際に問い合わせがあった事項について、再確認の意味で掲載する。

Q…「わがまちづくり支援事業」を実施するに当たって事業認定申請等の手続きが必要か。

A…「わがまちづくり支援事業」における財政措置は、一般財源として市町村に交付される普通交付税によるものであるため、国への事業認定申請等は不要である。ただし、当然のことながら、「わがまちづくり支援事業」を市町村が実施するときに

は、市町村が補助金や交付金を交付することとなるため、市町村による予算措置、補助金交付要綱等の制定が必要となり、要綱等の内容によっては「わがまちづくり事業」の認定業務等も必要になる場合があると思われる。要綱等の定め方により、①「話し合いの場づくり」から③「わがまちづくり事業」までの取組みに対して、それぞれの「集まり」に一律一定の額を交付し、その範囲内であれば、すべて住民の判断で実施していくという方法を取ることもある。①「話し合いの場づくり」から③「わがまちづくり事業」までの取組みについては市町村が、あるいは「集まり」の代表で構成される協議会等が事業の認定等を行うといった方法を取ることもあると思われる。

Q…「わがまちづくり支援事業」に該当する市町村の事業は、平成十三年度新規事業だけか。

A…一定区域の住民が話し合い、自ら実施する地域づくりを市町村が支援する事業であれば、平成十三年度からの新規事業はもちろんのこと、これまでの既存事業であっても、わがまちづくり支援事業」の対象となる。事業名の如何も問わなければ、事業の構成において、「わがまちづくりの提案」や、「わがまちづくり事業」という、「わがまちづくり支援事業」における名称を使わなければならないということもない。

どのような名称であっても、どのような取組み内容であっても、一定

区域の住民が話し合い、自ら実施する地域づくりを市町村が支援する事業であれば、それは「わがまちづくり支援事業」である。

●おわりに


これまで、行政が中心となって進めてきた施策については、必ずしも十分な住民の満足に結びついたとは言いがたいケースもあったと思われる。このようなズレを解消し、多くの住民が取組みの結果に対して納得と満足を感じるような地域づくりを実現させるためには、住民自身が積極的に施策形成の過程に参加し、自ら決定・実行していくことが必要である。

また、一般的に誰もがイメージできる程度の金額について、その使途を住民自らが決定し、支出することになれば、行政サービスに関する費用対効果を住民が肌身で感じ取ってもらえるのではないかと思われる。

住民が主体となって活動し、その結果に対して満足を得ること、そして負担と受益の関係を十分に認識していくことは、行政依存体質からの脱却と自治意識の一層の高揚につながるものである。これを実現するための取組みが、ふるさと創生の流れを汲む「わがまちづくり支援事業」にほかならない。住民が真に誇りと愛着を持てる「わがまち」を育てていくことにより、新たな時代にふさわしい地域づくりを進めていくことが、今期待されていることである。

お客様からの100の課題に、
100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
- 年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
- 個人財産総合コンサルタント業務



中央三井信託銀行

好評です。ピーターラビット通帳。




三井信託銀行 本店
電話03-3212-1211

フォーラム

平成12年度 地域づくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



現地レポート

北海道

沼田町

住民参加で ほたるの里づくり

はじめに

沼田町は北海道のほぼ中央、空知支庁管内の北部に位置し、日本海沿岸より約一五km内陸に入った町で道都札幌から一〇〇km、道北の中心都市旭川市から四六kmの地点に所在しています。

総面積は二八三・二一km²で、その大部分は山林が占めており、南部の平坦部には道内でも有数の肥沃な水田地帯が広がっています。また、西部の丘陵地には牧場や畑作地帯が広がり市街地や耕地は石狩川の支流である雨竜川や小河川の流域に沿って開けています。気候は内陸性でわが国の気候形成区分上では裏日本型で、春季より夏にかけてはやや乾燥し、夏季は温暖、晩夏から秋は比較的雨が多く、冬期は湿潤寒冷の気候です。気温は最高と最低の格差が大きく、また冬期においては管内でも有数の豪雪地帯であります。

本町の産業は農業を基幹とし、米作中心であり全道でも有数の米どころとして知られています。水田が全耕作面積の八〇%を占めており、経営形態は水稲と畑作による複合経営が主体で、専業率は九〇%を超えています。また、水田の所有面積は一戸平均二・〇〇haと全道平均を大きく上回っています。



平成二年に「第三次沼田町総合振興計画」(平成十三年度より第四次総合計画)、グリーンスコールめまた21構想を策定し、二十一世紀に向けた新しいまちづくりの指針として、「市街地活性化ゾーン」、「生産型リゾート観光ゾーン」、「自然体験学習ゾーン」など七つのゾーンにわけ、町の整備を進めています。

「自然体験学習ゾーン」

ほたるの里として、町幌新地区を「自然体験学習ゾーン」と位置付け、町の中核事業として、また、構想全体のシンボル事業として位置付けられています。

ほたるの里の広さは八ha。人口水路とほたる鑑賞ドームがメイン施設でシヨウブ園や遊歩道、二つの人口池があります。

人口水路の延長は三九〇m、幅一・五mで水は周囲の自然水を利用しています。ほたる鑑賞ドームは高さ七・五mのドーム型の小屋で、屋根に網が張られる仕組みに

フォーラム

ほたるの里



関として、利雪技術開発センター(通称雪の学校)が整備され自然と一体的な取組が行われています。

住民活動がほたるの里「づくりを動かす」

「ほたるの里」づくりのきっかけとなった沼田町ほたる研究会は住民が主体となって設立されました。そもそもほたるの里イコール沼田町というまちづくりの基盤ができたのも行政が主体となって動いたのではなく、住民が主体となって本町のほたるの生息調査、良好な生息や飼育ができる環境整備に努めた結果生まれました。

昭和六十一年に岐阜県可児市のほたるの会との出会をきっかけに、ほたるの飼育法を学び翌年か

ほたる鑑賞ドーム



ら交流が始まりました。



ほたるの幼虫を放流する町民

「子供の頃見たほたるを自分の子供たちにも見せてやりたい」との切実な願いから沼田にほたるを呼び戻す運動を目的に昭和六十三年に会が設立されました。可児市のほたるの会からゲンジボタル、ヘイケボタルを譲り受け、当初研究は会員の敷地内で進められ、水質や気温など環境面の調査、小規模なほたるの飼育実験、成虫の捕獲など長期間にわたる息の長い研究があり、その努力によりほたるが飛び交うことに成功しました。

そうした住民の成果により、行政が町のシンボルとして位置付け「ほたるの里」として整備をすすめ、道内では初めてほたるの保護

条例、ほたるの里条例を制定し、町をあげて自然を守り育てていく気運が高まり、ほたる研究会の活動が自然を生かしたまちづくりに大きく貢献しました。これらの、地域一体となった取組により、毎年何千ものほたるが飛び交うようになり、道内はもろろん道外から多くの観光客が訪れています。

自然を生かしたまちづくりへ

当町は、ほたるが住めるまちとして自然に配慮したまちづくりがすすめられています。ほたるは自

あなたの思いをカタチにします。

- ヒ ッ ト
- ト リ プ ル
- ビ ッ グ 2年・5年
- ス ー パ ー 定 期
- カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
- 不 動 産

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890 音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☎を押してください。オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く)月~金曜日

フォーラム

米穀低音貯留乾燥調整施設



然のパロメーターでもあることから、クリーンな環境でのまちづくりが進められています。現在、農業ではローカルエネルギーの雪を利用した米穀低音貯留乾燥調整施設（スノークールライスファクトリー）が平成八年に建設され雪の冷気で保存された米を、翌年の品質低下が著しい夏場に新米と変わらぬ品質で出荷しており、これまでの体系を変えた施設として、環境の保護とあわせて大きな注目を浴びているところです。これは農業の活性化に寄与しただけでなく、自然をうまく活用した環境面でも大きな貢献をしているところです。

ターを設置し、施設における雪を利用した冷房システムの導入など、自然を生かしたまちづくりを進めているものです。

これも、地域住民が主体での取組となったひとつのことが、次への新たな取組へと拡大し、まちづくりに大きな効果へとつながり、自信へとつながっているものです。

真の住民参加へ

今後、環境問題がさらなる重要課題となります。行政の意識改革と同様に住民と一体になった取組、住民参加のまちづくりが非常に重要になっていきます。

行政と住民が、積極的に地域にとけこみ、住民意識の把握や意識を高め、一体となって施策を展開していかなければなりません。

今回の、住民参加のまちづくり部門での自治大臣表彰という高い評価を頂いたことに深く感謝すると同時に、この取組をさらに進めることが、町の責任であると考えます。

これからも住民主体性を尊重しながら、地域の実情、特性にあつたまちづくりを進めていきたいと考えています。

沼田町地域振興課

地域振興対策官

高儀和明

市町村振興(サマージャンボ) 宝くじが1枚300円で発売されます。

- 発売期間 平成13年7月16日(月)
～8月3日(金)
- 抽せん日 平成13年8月14日(火)
- 当せん金支払い開始日
平成13年8月20日(月)

**1等・前後賞合わせて3億円の豪華版！
2等だって1億円！！**

1等 2億円×44本／前後賞各5,000万円
2等 1億円×132本

**1億円以上の高額当せん者が去年の倍！
昨年 88人 → 今年 176人**

サマージャンボ宝くじの収益金は、各都道府県市町村振興協会を通じて全国の市区町村の災害対策や明るく住みよい街づくりなどに使われます。



(この写真は平成13年度のポスターの図柄です)

財団法人 **全国市町村振興協会**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-3-3
電話 (03)3237-9741

情 報

町村週報主要索引

平成十二年十月～平成十三年五月
一三三〇号～一三五六号

活動

IT戦略の推進に関する要望意見提出
全国町村会・全国市長会
一三三〇 (2)

新島村、神津島村、三宅村の地震、噴火災害に対する緊急要望
一三三一 (2)

永年の功績を称え自治大臣表彰
一三三二 (5)

山本会長が市町村合併問題で意見陳述
一三三三 (2)

市町村合併問題で実行運動
一三三四 (4)

平成十一年度町村有物件災害共済事業の概要報告
一三三五 (4)

山本会長十三年度税制改正で要望
一三三六 (2)

被災者住宅再建支援制度について意見書を提出
一三三六 (4)

山本会長が市町村合併問題で意見陳述
一三三七 (2)

人権教育・啓発の推進で緊急要望
一三三七 (3)

東海地方集中豪雨・鳥取県西部地震災害復旧で緊急要望
一三三七 (4)

平成十一年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告
一三三七 (8)

要望「地方六団体」
全国町村会定期総会開く
一三四〇 (8)

全国町村会創立八十周年記念式典開催
全国町村会と自由民主党との懇談会開催
一三四五 (2)

平成十一年度町村有物件災害共済事業の概要報告
一三五〇 (8)

平成十一年度町村職員生協・自動車共済事業の概要報告
一三五〇 (10)

全国町村会と自由民主党との懇談会開く
一三五四 (2)

全国町村会・緊急要望「介護保険制度・家電不法投棄対策」
一三五五 (5)

政策

カウンセラー制度化などの心の教育を充実
平成十三年度文部省概算要求
一三三〇 (4)

自然増加数過去最低を記録更新
住民基本台帳人口(平成十二年三月末)
一三三〇 (7)

平成十三年度厚生省予算概算要求
平成十三年度農林水産省予算概算要求
一三三一 (3)

平成十三年度建設省予算概算要求
多様な機能を持続的に発揮する森林整備を
林政審議会報告書
一三三三 (3)

平成十三年度国土庁予算概算要求
平成十三年度環境庁予算概算要求
一三三五 (2)

地域ITの推進
行政改革大綱決まる
一三三八 (6)

林政改革大綱を策定
林野庁
一三四〇 (9)

平成十三年度総務省財政課長内かん
平成十二年中山間地域等直接支払制度の実施状況
一三四三 (2)

平成十三年度地方財政計画
公債費負担比率、依然上昇
平成十一年度市町村決算概況
一三四七 (2)

地方交付税法改正法案を閣議決定
地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会報告まとまる
一三四八 (2)

地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会報告まとまる
一三五〇 (2)

地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会報告まとまる
一三五五 (2)

地方公共団体と郵便局の協力の推進
前総務省自治行政局自治政策課理事官 前葉泰幸
一三五二 (2)

「多面的機能の発揮」目指す
基本法改正案まとまる
一三五三 (2)

借入金残高が一七四兆円に拡大
平成十三年版地方財政白書
一三五五 (2)

「食」と「農」の距離広がる
平成十二年度農業白書
一三五六 (2)

随 想
母の愛：長崎県小長井町長
古賀忠臣 一三三〇 (10)

「処理考」：鳥取県郡家町長
和田哲也 一三三一 (10)

支え合つてまちづくり：山梨県町村会長・増穂町長
田中隼人 一三三二 (10)

「若者の定住こそ町最大の福祉」をめざして：宮城県高清水町長
尾形勝通 一三三三 (10)

私の好きな言葉、一期一会：徳島県板野町長
一三三三 (10)

大伏正昭 一三三四 (10)

足尾の今昔：栃木県足尾町長
齊藤重二 一三三五 (10)

アインシュタインと西田幾多郎：石川県宇ノ気町長
宮本一雄 一三三六 (10)

結(ゆい)：茨城県桜川村長
飯田 稔 一三三七 (14)

古稀の果実：香川県仁尾町長
山 地 宏 一三四〇 (14)

小学校時代の思い出に寄せて：和歌山県すさみ町長
桂 功 一三四一 (10)

その一言：三重県青山町長
松原美省 一三四三 (16)

テンペで町おこし：佐賀県白石町長
川崎修朗 一三四四 (10)

大型店で「元気」な町に：山口県阿知須町長
飯田宏史 一三四五 (10)

ビーチボールでCI戦略：富山県朝日町長
魚津龍一 一三四六 (10)

二十一世紀の偉大な田舎、ヒューマン・カントリーをめざして：北海道新篠津村長
加賀谷 強 一三四七 (10)

親子関係：愛媛県関前村長
池田 深 一三四六 (10)

星葉の森に夢を託して：長野県長門町長
北澤貞利 一三四九 (10)

地方自治の道理は生まれるか 鎌倉時代に学ぶ：秋田県町村会長・角館町長
高橋雄七 一三五〇 (14)

大雪に思う：福井県今立町長
辻岡俊三 一三五一 (10)

私とスポーツ、ビーチバレーの町：大阪府岬町長
一三五一 (10)

情 報

- 中出春次 二二五二 (10)
- 石積み埠頭は今：熊本県三角町長 吉田 等 二二五三 (10)
- 故郷は風前の灯火、平成大合併推進に思う」：群馬県町村会長・板倉町長 針ヶ谷照夫 二二五四 (9)
- 快適空間・快適時間：福島県三春町長 伊藤 寛 二二五五 (10)
- 「豊かな森の恵みとふれあいの森春日村」に生まれて：岐阜県春日村長 樋口直嗣 二二五六 (10)
- フォーラム
- ブルーベリーの里づくり 二二三二 (7)
- 石川県柳田村 二二三三 (7)
- 活力ある村づくりを希求して 二二三四 (7)
- 群馬県上野村 二二三五 (6)
- 過疎の山村で生きる道を求めて 二二三六 (6)
- 徳島県山形町 二二三七 (6)
- I・Uターン事業と定住対策 二二三八 (6)
- 長野県信州新町 二二三九 (5)
- 「緑のまち」として沙漠緑化に取り組む 二二四〇 (5)
- 福岡県田主丸町 二二四一 (6)
- 村民総参加でインターネットを 二二四二 (6)
- 群馬県南牧村 二二四三 (5)
- 次世代を見据えた国際交流を目指して 二二四四 (5)
- 鳥取県東伯町 二二四五 (6)
- 行政カードシステムへの取組み 二二四六 (6)
- 静岡県豊田町 二二四七 (5)
- 情報の共有と流通 職員全員が担当者 二二四八 (5)
- 鹿児島県喜入町 二二四九 (5)
- 碓氷峠に汽笛再び 二二五〇 (6)
- 群馬県松井田町 二二五一 (6)
- ハイカラ浪漫に誘われて、みやぎの明治村、 二二五二 (6)
- 宮城県登米町 二二五三 (5)
- 村民総参加で産業おこし 二二五四 (5)
- 岐阜県明宝村 二二五五 (5)
- カリコボーズの休暇村・米良の庄づくり 二二五六 (5)
- 宮崎県西米良村 二二五七 (5)
- 自然と歴史・心ふれあう、平成の古都、 二二五八 (5)
- 山梨県身延町 二二五九 (5)
- 交流が生む まちの活力再生 二二六〇 (5)
- 京都府日吉町 二二六一 (7)
- 「童話の里づくり」に多くのグループが活躍 二二六二 (7)
- 大分県玖珠町 二二六三 (6)
- 協働と考動のまちづくり 二二六四 (6)
- 兵庫県生野町 二二六五 (5)
- 町村週報主要索引(平成十二年四月～九月) 二二六六 (8)
- 都道府県別市町村数(平成十二年十月一日付) 二二六七 (8)
- 都道府県別市町村数(平成十三年度四月一日付) 二二六八 (4)
- 新任都道府県町村会長の略歴(埼玉県) 二二六九 (17)
- 新任都道府県町村会長の略歴(千葉県・滋賀県) 二二七〇 (8)
- 新任都道府県町村会長の略歴(長野県) 二二七一 (8)
- カプセルNOW&NEW 二二七二 (8)
- 二二七三
- 二二七四
- 二二七五
- 二二七六
- 二二七七
- 二二七八
- 二二七九
- 二二八〇
- 二二八一
- 二二八二
- 二二八三
- 二二八四
- 二二八五
- 二二八六
- 二二八七
- 二二八八
- 二二八九
- 二二九〇
- 二二九一
- 二二九二
- 二二九三
- 二二九四
- 二二九五
- 二二九六
- 二二九七
- 二二九八
- 二二九九
- 三〇〇〇
- 三〇〇一
- 三〇〇二
- 三〇〇三
- 三〇〇四
- 三〇〇五
- 三〇〇六
- 三〇〇七
- 三〇〇八
- 三〇〇九
- 三〇一〇
- 三〇一一
- 三〇一二
- 三〇一三
- 三〇一四
- 三〇一五
- 三〇一六
- 三〇一七
- 三〇一八
- 三〇一九
- 三〇二〇
- 三〇二一
- 三〇二二
- 三〇二三
- 三〇二四
- 三〇二五
- 三〇二六
- 三〇二七
- 三〇二八
- 三〇二九
- 三〇三〇
- 三〇三一
- 三〇三二
- 三〇三三
- 三〇三四
- 三〇三五
- 三〇三六
- 三〇三七
- 三〇三八
- 三〇三九
- 三〇四〇
- 三〇四一
- 三〇四二
- 三〇四三
- 三〇四四
- 三〇四五
- 三〇四六
- 三〇四七
- 三〇四八
- 三〇四九
- 三〇五〇
- 三〇五一
- 三〇五二
- 三〇五三
- 三〇五四
- 三〇五五
- 三〇五六
- 三〇五七
- 三〇五八
- 三〇五九
- 三〇六〇
- 三〇六一
- 三〇六二
- 三〇六三
- 三〇六四
- 三〇六五
- 三〇六六
- 三〇六七
- 三〇六八
- 三〇六九
- 三〇七〇
- 三〇七一
- 三〇七二
- 三〇七三
- 三〇七四
- 三〇七五
- 三〇七六
- 三〇七七
- 三〇七八
- 三〇七九
- 三〇八〇
- 三〇八一
- 三〇八二
- 三〇八三
- 三〇八四
- 三〇八五
- 三〇八六
- 三〇八七
- 三〇八八
- 三〇八九
- 三〇九〇
- 三〇九一
- 三〇九二
- 三〇九三
- 三〇九四
- 三〇九五
- 三〇九六
- 三〇九七
- 三〇九八
- 三〇九九
- 三〇一〇〇

もしも

「3大成人病」「病気による障害状態」「要介護状態」になったら、以後の**保険料はゼロ。**
保障は継続。三井生命だけの新しい特約です。^{※2}

【楽々名人】は【大樹健康家族-R(プラスケア)】【大樹NEXT-R】【大樹夢気球-R】【エスポワール-R】に付加できる特約です。
【ナイスリー特約】：ガン・急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合に保険金をお支払いする特約です。【セイバー特約】：病気による所定の障害状態に該当した場合に保険金をお支払いする特約です。【介護保障特約】：所定の要介護状態が180日継続した場合に保険金をお支払いする特約です。【健康自慢】：所定の基準を満たした健康な方の保険料を割引く特約です。

保険料払込免除特約「楽々名人」、三井生命から新登場です。①3大成人病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)の罹患。②病気による所定の障害状態(例えば、重度の心疾患による心臓ペースメーカーの装着や永続的な人工透析療法など)。③所定の要介護状態が180日継続。以上3つの「もしも」のいずれかに該当した場合、以後の保険料の払込みが必要なくなる特約です。3つの「もしも」をカバーした保険料払込免除特約は、まさに業界初の快挙です。『ナイスリー特約』『セイバー特約』『介護保障特約』を同時に付加すれば、「保険金の支払」+「保険料払込免除」による充実のダブルサポートを実現。さらに、ご好評いただいている健康体料率特約「健康自慢」の付加により、割安な保険料で加入できます。

※1「要介護状態」とは当社所定の要介護状態のことであり、公的介護保険の給付要件とは異なります。※2「三井生命だけの新しい特約」とは「楽々名人」が3大成人病罹患・病気による障害状態・要介護状態のいずれかに該当した場合、以後の保険料の払込みが免除となることをさします。



ホームページ <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



随 想

地方自治と伝馬制度



滋賀県 長己町 正山 松

随 想

徳川家康は、「京」と「江戸」

の間に伝馬の制度をつくり五十三の宿駅を設置しました。これが東海道五十三次となり徳川幕府の交通、通信体制の礎を築きました。以来四百年、平成の今日においてもJR東海道線、新幹線としてその有用性は立証されています。では、なぜ人々は東海道五十三次のことを語らずに、また、知らずに過ごす日々となったのでしょうか。

足で歩いた東海道が、鉄道にとつて変わった為に東海道は無くなってしまったのでしょうか。それは今も健在であると思つています。品川も、三島も、草津も立派な自治体として、都市として存在しています。我が町は、往時の東海道五十三次の宿場の『土山宿』でありまし

た。

昭和六十二年の夏の事です。地域の青年達は、郷土の生い立ちを知るべく学習会を行い、「東海道宿駅のまち」とは何かを学ぶことになりました。

これが東海道シンポジウムの誕生なのです。生き甲斐を求める青年達は、過去の宿場の繁栄の本質を学ばねばならなかったのです。

次の年、東海道五十三次をテーマにシンポジウムの開催に手を上げた所がありました。江戸を發つて初の宿場、品川宿でした。何と今の東京都品川区青物横丁当たりの商店街の青年達だったのです。彼等も当時の世相の中にあつて自らの日常を真剣に見つめ直していたのです。

明治の初めに鉄道を拒否し迂回

させて以来、さびれつづけた「土山宿」と、全く異なり繁栄と拡大を続けて止まない大東京の街も何かを考える必要があつたのでしょうか。

以来「知立宿」「桑名宿」とシンポジウムの開催の手が上がり続けたのです。本年は、「東海道五十三次ど真ん中の宿：袋井宿」の袋井市が、東海道宿駅四百年記念の年として、大シンポジウムを開催されることとなりました。第十四回目のシンポジウムです。

シンポジウムの開催を続けて頂こうちに各々の宿場の個性が明らかになって来ました。

東海道は、武家も公家も商人も、私的な旅人も歩んだのです。

江戸から京へ、江戸から伊勢へ、旅することに喜びと夢を与え旅の苦しさや危険に打ち勝つ勇氣を与えてくれたのは、宿々の個性であつたのです。宿場には多くの人々が働きました。宿場を管理する役人や雲助も、助郷人足も、馬方も一生懸命働いたのです。ここに生きとし生くる人達の暮らしがあり、彼等の力で築き上げた宿場の知恵がありました。

伝馬制度は、字の如く馬と人の絆がこれを支えたのです。刀や弓では動かない風雨に勝る庶民の力がなければならなかったのです。

彼等の得た情報は、社会の經濟を動かし、治安の維持に努め、地域に文化を育てたのです。

伝馬制度(宿駅制度)の東海道五十三次は、形の無いものであるかも知れません。

しかし、それは我が国の歴史の一幕を立派に貢献したものであり、その命は脈々と生き継がれているのです。

文化財保護法には、「我が国民の生活の推移の理解に欠くことの出来ないもの」とあります。徳川家康の没後に建造された日光東照宮は国宝なのです。

さすれば、我々の語らんとする、学ばんとする東海道五十三次は、国民の遺産として守り続けなければなりません。

私の町土山町は、東海道の馬子唄に「あいの土山」と唄われました。

東海道を愛する人々や昔の宿駅の人々と共に「あいの土山」は東海道五十三次を大切に守り育てて行きます。



情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十二年国民生活基礎調査発表

ー厚生労働省ー

厚生労働省は五月十七日、平成十二年国民生活基礎調査を発表した。同調査は保健、医療、福祉、年金所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画・運営に必要な基礎資料を得ることを目的に調査したものである。

調査によると、我が国の世帯総数は四、五五四万五千世帯(対前年比六二万二千世帯増)、平均世帯人員は二・七六人、うち、核家族世帯は二、六九三万八千世帯(全世界帯の五九・一%)、単独世帯は一、〇九八万八千世帯(同二四・一%)、三世帯世帯は四八二万三千世帯(同一〇・六%)となっている。また、六五歳以上のみ又はこれに十八歳未満の未婚者が加わった高齢者世帯は六二六万千世帯(同二一・七%)で昭和五十年と比較すると五・七五倍となっている。

所得でみると、一世帯当たりの平均所得金額は六二六万円(前年度比二九万二千円減)、高齢者世帯では三二八万九千円(同六万六千円減)となっており、生活意識別世帯割合では、「苦しい」が五〇・七%で、「普通」の四四・二%を上回っている。

また、児童十八歳未満の未婚者)のいる世帯は一、三〇六万世帯(全世界帯の二八・七%)、平均児童数は前年同様の一・七五人となっているのに対し、六五歳以上の者のいる世帯は一、五六四万七千世帯(同三四・四%)と、ほぼ三世帯に一世帯の割合となっている。

大規模災害救助研究会
報告書 まとまる

大規模災害救助研究会(座長・三浦文夫 武蔵野女子大学特任教授)は、このたび報告書を取りまとめた。

これは、有珠山等最近の災害を踏まえて各種の課題が指摘されていることに加え、阪神・淡路大震災から五年が経過したことを契機として、大規模災害時における災害救助のあり方について取りまとめたもの。

これによると、生活再建の基本的考え方としては、被災者等の自立支援を生活再建の基本理念とし、支援策の多様な選択肢を早い段階で提示することが重要であるとしている。

また、応急救助の実施体制等のあり方については、都道府県間等での連携・協力体制の強化やボランティア・NPOとの連携、適切な情報収集・提供体制の整備を行うべきとしている。

避難所については、その確保に加え、各種情報通信機器等の整備や、帰宅困難者対策に関して近隣地方公共団体間での協議を行うべきとしている。

応急仮設住宅等のあり方については、仮住まい対策や既存の住宅ストックの活用に加え、仮設住宅供給のための資材の生産・供給能力の向上と用地の確保や、入居者の生活支援策について検討が行われている。

なお、今後の課題については、①平常時の住民啓発②多様な施策の運用のための確かな総合調整と施策の総合化・体型化③自治体における、大規模災害対策の研究成果の導入等が示されている。

生産出荷安定指針発動

ーみかん豊作予想ー

今年産の温州みかんの生産量が、大幅に増えるの見込まれるため、農相は五月二十四日、食料・農業・農村政策審議会に諮問の上、果樹農業振興特別措置法に基づく生産出荷安定指針を発動した。

指針によれば、現時点で生産量が一四〇万トン台と見込まれるため、需要量の一二五万トンに生産目標量を抑制する。また、出荷量を生食用は九八万トン、加工原料用は一三万トンとする。これに基づき府県、産地段階で生産出荷目標を設定し、以下により計画的生産出荷に取り組む。①隔年結果の是正および生産量の調整効果の高い全摘果等に取り組む。②高品質果実の生産に努める。③極早生品種について需要に見合った生産を推進する。

通常の間引き摘果に加え、全摘果を前面に押し出しているのが特徴で、この特別摘果を全国で二八〇〇ヘクタール行い、需給調整を徹底する。

国は、これらの需給調整対策の的確な実施を前提として、なお価格が大きく低下した場合に、今年度から果樹経営安定対策を実施することとしている。生食用果実を対象として、あらかじめ生産者等の抛出と国・都道府県の助成により資金造成し、目標達成者に対して補填金を交付するもので、今後同対策への加入推進も本格化する。

都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)
シングル 131室 8,500円より
ツイン 18室 16,000円より
 8~16F (2名)

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



[交通案内]

- 有楽町線・半蔵門線・南北線
- 「永田町駅」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号